

自主防災組織をつくりましょう！

自分たちのまちは皆で守る

阪神淡路大震災、新潟県中越地震、さらには宮城県内陸地震など記憶に新しい災害が多発生しています。

このような大災害のとき、ゆれによる建物の倒壊や道路の寸断など様々な被害により、通常と同じような消防活動や救助活動などの防災活動が、十分に果たせなくなることが考えられます。

阪神大震災のときに救助された方のうち専門の救助隊に救助されたのは、わずか3%ならず、ほとんどの方が家族や友人、隣人に助けられたものです。

地域には高齢者や体の不自由な方、介護が必要な方など災害時に要援護者になる方も多く住んでいます。

そこで、緊急事態に際しては、地域住民同士の連携による避難救助活動が必要となります。市では自主防災組織の結成の促進をしています。

自主防災組織とは

「自分たちのまちは自分たちで守る」という、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて、行政区や自治会などが主体となって結成される防災組織のことです。

自主防災組織は、多くの地域住民が協力し被害の拡大を防ぐことが期待されています。防災組織の活動としては、次のようなことが考えられます。

《平時時の活動》

① 防災に関する知識普及活動

- ② 防災訓練の実施
- ③ 火気使用設備器具の点検
- ④ 防災資機材や備蓄品の管理
- ⑤ 災害時要援護者リストの作成
- ⑥ 要援護者避難協力体制の計画作成

《災害時の活動》

- ① 情報収集伝達活動
- ② 初期消火活動
- ③ 避難誘導活動
- ④ 救出救護活動
- ⑤ 救助・救護者リストの作成
- ⑥ 災害時要援護者の安全確保



消火訓練の様子

自主防災組織への補助

自主防災組織の結成に際しては、自主防災組織活動育成事業費の補助制度をご活用ください。

① 自主防災組織結成費

【1 組織あたり上限5万円】
補助対象：結成検討会・総会等開催費、パンフレット等作成、その他組織結成に必要な費用

② 防災資機材整備費

【1 組織あたり整備費用の2分の1までとし上限20万円】(内訳：県が上限10万円、市が上限10万円を補助)

補助対象：消火器、シャベル、ジャッキ、備蓄食料、防災倉庫、その他防災に必要な資機材

※1 組織につき①、②とも補助を受けられますが、同じ補助を2回受けることはできません。

9月は茨城県の屋外広告物美化強調月間

おくがい 屋外広告物は

許可が必要です

まちの中には、さまざまな情報を提供してくれる「屋外広告物(※)」がたくさんあります。

これら屋外広告物を表示するためには、原則として市長の許可を受ける必要があります。まちの良好な景観を作り出すために、屋外広告物の表示を行うときは許可を受けましょう。

(※) 屋外広告物とは、屋外で常時または一定の期間継続して公衆に表示される広告物のことで、はり紙、はり札、立看板、広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出されたものなどを指します。

● 屋外広告物については、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の面から、許可にあたって設置場所や大きさなどを規制しています。

● 許可には、有効期間(最長3年)があります。一度許可を受けた広告物でも、有効期間の経過後に引き続き設置するためには、更新許可の手続きが必要です。

有効期間が切れ



◆ 問い合わせ先

谷和原庁舎都市計画課
☎ 58-2111 (内線8161)